

船舶設備規程等の一部を改正する省令案新旧対照条文

| | | |
|--|----------|----|
| 船舶設備規程（昭和九年遞信省令第六号） | （第一条関係） | 5 |
| 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号） | （第二条関係） | 5 |
| 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号） | （第三条関係） | 10 |
| 船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号） | （第四条関係） | 16 |
| 船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号） | （第五条関係） | 17 |
| 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号） | （第六条関係） | 23 |
| 船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号） | （第七条関係） | 37 |
| 船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号） | （第八条関係） | 41 |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号） | （第九条関係） | 43 |
| 船舶設備規程等の一部を改正する省令（昭和六十一年運輸省令第二十五号） | （第十条関係） | 49 |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号） | （第十二条関係） | 56 |

改 正 案

目次

第一編～第三編 (略)

第四編 特殊貨物ノ積附設備

第一章・第二章 (略)

第三章 ばら積み液体貨物の積付設備

第四章 (略)

第五編 (略)

第六編 電気設備

第一章～第七章 (略)

第八章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備

第九章 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船の電気設備

第七編～第九編 (略)

附則

(出入口及びはしご)

第一百二十二条の四 特定機関区域（船舶防火構造規則第二条第十九号の特定機関区域をいう。以下同じ。）（第一種船等（限定近海船を除く。）にあつては、隔壁甲板の下方の機関区域）内の各場所には、次の各号のいずれかの出入口（当該場所からの前条第一項の脱出経路に通じるものに限る。以下この条において同じ。）及びはしごを設けなければならない。ただし、同項ただし書の規定により当該場所からの脱出経路を一とすることとされた場所については、管海官庁の指示するところによることができる。

一・二 (略)

2 (略)

現 行

目次

第一編～第三編 (略)

第四編 特殊貨物ノ積附設備

第一章・第二章 (略)

第三章 削除

第四章 (略)

第五編 (略)

第六編 電気設備

第一章～第七章 (略)

第八章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備

第九章 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船の電気設備

第七編～第九編 (略)

附則

(出入口及びはしご)

第一百二十二条の四 特定機関区域（第一種船等（限定近海船を除く。）にあつては、隔壁甲板の下方の機関区域）内の各場所には、次の各号のいずれかの出入口（当該場所からの第一百二十二条の三第一項の脱出経路に通じるものに限る。以下この条において同じ。）及びはしごを設けなければならない。ただし、同項ただし書の規定により当該場所からの脱出経路を一とすることとされた場所については、管海官庁の指示するところによることができる。

一・二 (略)

2 (略)

3 特定機関区域（旅客船にあつては、機関区域）内の制御室及び主作業室には、出入口に通じる通路等について告示で定める要件に適合する二の出入口

、
る二の出入口を設けなければならない。

4 ～ 6 (略)

(非常用えい航設備)

第一百三十一条 次に掲げる船舶であつて載貨重量トン数（トン数法第七条第一項の載貨重量トン数をいう。）二〇、〇〇〇トン以上のものには、告示で定める要件に適合する非常用えい航設備を備えなければならない。

一 (略)

二 液化ガスばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第一百四十二条の液化ガスばら積船をいう。第一百六十五条及び第三百二条の三において同じ。）

三 液体化学薬品ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百五十七条の液体化学薬品ばら積船をいう。第一百六十五条及び第三百二条の三において同じ。）

(積付計算機)

第一百五十七条 船の長さが一五〇メートル以上のバルクキャリア（船舶区画規程第二条第四項に規定するバルクキャリアをいう。次項において同じ。）には、船体に作用するバルクキャリアをいう。次項において同じ。）には、船体に作用する縦曲げモーメント及び縦せん断力を計算することができる積付計算機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2 船の長さが一五〇メートル未満のバルクキャリアには、復原性に関する事項を計算することができる積付計算機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りではない。

3 第一種船等（限定近海船を除く。）の機関区域内の制御室には、出入口に通じる通路等について告示で定める要件に適合する二の出入口

を設けなければならない。

4 ～ 6 (略)

(非常用えい航設備)

第一百三十一条 次に掲げる船舶であつて載貨重量トン数（トン数法第七条第一項の載貨重量トン数をいう。）二〇、〇〇〇トン以上のものには、告示で定める要件に適合する非常用えい航設備を備えなければならない。

一 (略)

二 液化ガスばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第一百四十二条の液化ガスばら積船をいう。第三百二条の三において同じ。）

三 液体化学薬品ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百五十七条の液体化学薬品ばら積船をいう。第三百二条の三において同じ。）

(積付計算機)

第一百五十七条 船の長さが一五〇メートル以上のバルクキャリア（船舶区画規程第二条第四項に規定するバルクキャリアをいう。次項において同じ。）には、船体に作用する縦曲げモーメント及び縦せん断力を計算することができる積付計算機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 船の長さが一五〇メートル未満のバルクキャリアには、復原性に関する事項を計算することができる積付計算機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りではない。

第三章 ばら積み液体貨物の積付設備

(復原性計算機)

第三章 削除

第一百六十五条 タンカー（船舶区画規程第二条第二項のタンカーをいう。）（総トン数一五〇トン未満の船舶を除く。）、液化ガスばら積船

及び液体化学薬品ばら積船には、非損傷時及び損傷時の復原性に関する事項を計算することができる復原性計算機を備えなければならない。

ただし、管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

第一百六十六条から第一百六十九条の二まで 削除

(適用範囲)

第三百二十二条の十一 閉圏ロールオン・ロールオフ貨物区域等（ロールオン・ロールオフ貨物区域等（船舶消防設備規則第四十一条の二第一項のロールオン・ロールオフ貨物区域等をいう。以下同じ。）であつて閉圏された場所（国際航海に従事しない船舶にあつては、車両甲板区域内の閉圏された場所）をいう。以下同じ。）を有する船舶（自走用の圧縮水素又は圧縮天然ガスを有する自動車（道路交通法（昭和三十年法律五百五号）第二条第一項第九号の自動車をいう。）（次章において「燃料電池自動車等」という。）のみを積載する第三百二十二条の十四の自動車運搬船を除く。）の電気設備については、第一章から第六章までの規定によるほか、この章の定めるところによる。

第九章 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船の電気設備

(適用範囲)

(新設)

第三百二十二条の十四 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船（貨物船のうち、二層以上のロールオン・ロールオフ貨物区域を有し、かつ、専ら自動車のみを貨物として積載するように設計された船舶をいう。）の電気設備については、第一章から第六章までの規定によるほか、この章の定めるところによる。

第一百六十五条乃至第一百六十九条ノ二 削除

(適用範囲)

第三百二十二条の十一 閉圏ロールオン・ロールオフ貨物区域等（ロールオン・ロールオフ貨物区域等（船舶消防設備規則第四十一条の二第一項のロールオン・ロールオフ貨物区域等をいう。以下同じ。）であつて閉圏された場所（国際航海に従事しない船舶にあつては、車両甲板区域内の閉圏された場所）をいう。以下同じ。）を有する船舶の電気設備については、第一章から第六章までの規定によるほか、この章の定めるところによる。

(ロールオン・ロールオフ貨物区域等の電気設備)

第三百二条の十五 燃料電池自動車等を積載する閉囲ロールオン・ロールオフ貨物区域等に設ける電気機械、電気器具及び電路は、防爆型のものでなければならない。

(通風用のダクト内の電気設備)

第三百二条の十六 燃料電池自動車等を積載する閉囲ロールオン・ロールオフ貨物区域等からの通風用のダクト内に設ける電気機械、電気器具及び電路は、防爆型のものでなければならない。

(新設)

(新設)

改
正
案

現
行

（準用規定）

第一百五十八条 船舶防火構造規則第二十八条の二（ただし書を除く。）第三十二条から第三十四条まで及び第四十二条第一項の規定は、液化ガスばら積船について準用する。この場合において、同令第三十二条第一項中「隔壁及び甲板（限定近海船にあつては、機関区域、ポンプ室及び調理室の境界となる隔壁及び甲板に限る。）」とあるのは「隔壁及び甲板」と、同令第四十二条第一項中「総トン数五〇〇トン以上のタンカー（限定近海船を除く。）」とあるのは「液化ガスばら積船」と読み替えるものとする。

（準用規定）

（略）

（準用規定）

第二百六十四条 船舶防火構造規則第二十八条の二（ただし書を除く。）から第三十四条まで、第四十一条及び第四十二条第一項の規定は、液体化学薬品ばら積船（次項の特定液体化学薬品ばら積船を除く。）について準用する。この場合において、同令第三十二条第一項中「独立した荷役用工具ロッカーカー室」とあるのは「貨物制御室及び独立した荷役用工具ロッカーカー室」と、同令第三十二条第一項中「隔壁及び甲板（限定近海船にあつては、機関区域、ポンプ室及び調理室の境界となる隔壁及び甲板に限る。）」とあるのは「隔壁及び甲板」と、同令第四十二条第一項中「総トン数五〇〇トン以上のタンカー（限定近海船を除く。）」とあるのは「危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百六十四条第二項の液体化学薬品ばら積船」と読み替えるものとする。

2 船舶防火構造規則第二十八条の二から第三十九条まで、第四十一条及び第四十二条の規定は、液体化学薬品ばら積船（次項の特定液体化学薬品ばら積船を除く。）について準用する。この場合において、同令第三十二条第一項中「独立した荷役用工具ロッカーカー室」とあるのは「貨物制御室及び独立した荷役用工具ロッカーカー室」と、同令第四十二条第一項中「総トン数五〇〇トン以上のタンカー」とあるのは「危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百六十四条第二項の液体化学薬品ばら積船」と読み替えるものとする。

3 船舶防火構造規則第二十七条の三から第二十七条の十一まで、第二十七条の十三第一項及び第三十三条の規定は、特定液体化学薬品ばら積船（告示で定める貨物のみを運送する液体化学薬品ばら積船をいう）の「危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百六十四条第二項の液体化学

第一百五十八条 船舶防火構造規則第二十八条の二、第三十二条から第三十四条まで及び第四十二条の規定は、液化ガスばら積船について準用する。この場合において、同令第四十二条中「総トン数五〇〇トン以上のタンカー」とあるのは「液化ガスばら積船」と読み替えるものとする。

3 船舶防火構造規則第二十七条の三から第二十七条の十一まで、第二十七条の十三第一項及び第三十三条の規定は、特定液体化学薬品ばら積船（告示で定める貨物のみを運送する液体化学薬品ばら積船をいう）

。)について準用する。この場合において、同令第二十七条の七第一項及び第二十七条の十一第一項中「総トン数五〇〇トン以上の貨物船」とあり、及び第二十七条の十三第一項中「総トン数五〇〇トン以上の貨物船(限定近海船を除く。)」とあるのは「危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百六十四条第三項の特定液体化学薬品ばら積船」と、同令第二十七条の八第一項第一号中「通風用のダクト(限定近海船にあつては、特定機関区域、調理室及び車両甲板区域のダクトに限る。)」とあるのは「通風用のダクト」と、「場所(限定近海船にあつては、特定機関区域、調理室及び車両甲板区域の場所に限る。)」と

「とあるのは「場所」と、同項第二号中「ロールオン・ロールオフ貨物区域(限定近海船にあつては、特定機関区域、調理室及び車両甲板区域に限る。)」とあるのは「ロールオン・ロールオフ貨物区域」と読み替えるものとする。

第二百六十九条の二 告示で定める貨物を運送する船舶の貨物区域である甲板(告示で定める船舶の貨物区域を除く。)には、固定式甲板泡装置(船舶消防設備規則第五条第八号の固定式甲板泡装置をいう。)を備え付けなければならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2 船舶消防設備規則第五十七条の三第一項の規定は、前項の規定により固定式甲板泡装置を備え付ける場合について準用する。

3 (略)

(準用規定)

第二百七十二条 (略)

2 船舶消防設備規則第五十七条第四項の規定は、引火点が摂氏六〇度以下の貨物を運送する載荷重量トン数八、〇〇〇トン以上の液体化学薬品ばら積船について準用する。

3 (略)

。)について準用する。この場合において、同令第二十七条の七、第二十七条の十一第一項及び第二十七条の十三第一項中「総トン数五〇〇トン以上の貨物船」とあるのは「危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百六十四条第三項の特定液体化学薬品ばら積船」と読み替えるものとする。

第二百六十九条の二 告示で定める貨物を運送する船舶の貨物区域である甲板(告示で定める船舶の貨物区域を除く。)には、固定式甲板泡消火装置(船舶消防設備規則第五条第八号の固定式甲板泡消火装置をいう。)を備え付けなければならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2 船舶消防設備規則第五十七条の三第一項の規定は、前項の規定により固定式甲板泡消火装置を備え付ける場合について準用する。

3 (略)

(準用規定)

第二百七十二条 (略)

2 船舶消防設備規則第五十七条第四項の規定は、引火点が摂氏六〇度以下の貨物を運送する載荷重量トン数二〇、〇〇〇トン以上の液体化学薬品ばら積船について準用する。

3 (略)

(タンク内の引火性蒸気の置換)

第三百二十三条の二 固定式イナート・ガス装置(船舶消防設備規則第

五条第九号の固定式イナート・ガス装置をいう。第三百二十八条第一項及び第三項において同じ。)を備え付けている船舶(第二百七十二条第二項の船舶に限る。)が引火点が摂氏六〇度以下の貨物をばら積みして運送する場合は、イナート・ガスによりタンク内のガスを置換し、タンク内の引火性ガスの濃度が体積で二パーセント未満となつた後でなければ新鮮な空気によりタンク内のガスを置換してはならない。

(準用規定)

第三百二十四条 第三百二十八条第二項の規定は、告示で定める貨物をばら積みして運送する場合について準用する。この場合において、同項中「前項の油タンカー以外の油タンカー」とあるのは「告示で定める貨物をばら積みして運送する船舶」と、「炭化水素ガス」とあるのは「引火性ガス及び毒性ガス」と、「爆発又は火災のおそれがない」とあるのは「爆発、火災又は健康障害を生ずるおそれがない」と、「次に掲げる」とあるのは「第二百九十二条第二項に掲げる」と読み替えるものとする。

2 第三百二十八条第三項の規定は、前条の船舶が引火点が摂氏六〇度以下の貨物をばら積みして運送する場合について準用する。

(タンク内の引火性蒸気の置換等)

第三百二十八条 固定式イナート・ガス装置を備え付けている油タンカーにあつては、イナート・ガスによりタンク内のガスを置換し、タンク内の炭化水素ガスの濃度が体積で二パーセント未満となつた後でなければタンク頂部にある開口を通じて排気をしてはならない。

2 前項の油タンカー以外の油タンカーにあつては、次の各号のいずれ

(新設)

第三百二十四条 第三百二十八条の規定は、告示で定める貨物をばら積み運送する場合について準用する。この場合において、第三百二十八条中「次に掲げる要件に適合する」とあるのは、「第二百九十二条第二項に掲げる」と読み替えるものとする。

(新設)

(タンク内の引火性蒸気の置換等)

第三百二十八条 固定式イナート・ガス装置(船舶消防設備規則第五条第九号の固定式イナート・ガス装置をいう。)を備え付けている油タンカーにあつては、イナート・ガスによりタンク内のガスを置換し、タンク内の炭化水素ガスの濃度が体積で二パーセント未満となつた後でなければタンク頂部にある開口を通じて排気をしてはならない。

前項の油タンカー以外の油タンカーにあつては、次の各号の一に該

かに該当する空気管の開口からタンク内の炭化水素ガスを排氣し、当該空気管内の開口においてガス検定を行い、爆発又は火災のおそれがないことについて船長が確認した後でなければタンク頂部の甲板にある開口を通じて排氣をしてはならない。

一・二 (略)

三 次に掲げる要件に適合する空気管の開口

イ 貨物タンク頂部の甲板（ギャングウェーから水平方向に四メートル以下の距離を有する位置に設ける開口にあつては、当該ギャングウェー）上六メートル（垂直上方に毎秒三〇メートル以上の速度で排氣することができる高速排氣装置であつて、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適当と認めるものを備え付ける場合にあつては、二メートル）以上の高さを有する位置に設けられたものであること。

口 (略)

3 固定式イナート・ガス装置を備え付けている油タンカー（船舶消防設備規則第五十七条第四項及び第五項に規定する油タンカーに限る。）にあつては、次に掲げるところにより当該装置を操作しなければならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合には、この限りでない。

一 貨物タンク内を新鮮な空気で置換する場合を除き、当該タンク内を不活性な状態に維持しておくれこと。

二 イナート・ガスの酸素含有率（以下「号及び次号において「含有率」という。）が体積で五パーセントを超えた場合には、直ちに含有率を低下させるための措置を講じること。

三 前号の規定による措置を講じても含有率が低下しない場合には、同号の措置と併せて次に掲げる措置を講じること。

イ イナート・ガスが供給されている全ての貨物タンクに係る作業の中止

ロ イナート・ガス供給管の制御弁が取り付けられている場合は、当該弁の閉鎖

当する空気管の開口からタンク内の炭化水素ガスを排氣し、当該空気管内の開口においてガス検定を行い、爆発又は火災のおそれがないことについて船長が確認した後でなければタンク頂部の甲板にある開口を通じて排氣をしてはならない。

一・二 (略)

三 次に掲げる要件に適合する空気管の開口

イ 貨物タンク頂部の甲板（ギャングウェーから水平方向に四メートル以下の距離を有する位置に設ける開口にあつては、当該ギャングウェー）上六メートル（垂直上方に毎秒三〇メートル以上の速度で排氣することができる高速排氣装置であつて、管海官庁が適当と認めるものを備え付ける場合にあつては、二メートル）以上の高さを有する位置に設けられたものであること。

口 (新設) (略)

ハ 気 含有率が体積で五パーセントを超えてい イナート・ガスの排

○船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

(定義)

第一条 (略)
2～5 (略)

6 いの省令において「平水区域」とは、湖、川及び港内の水域並びに次に掲げる水域をいう。この場合において、港の区域は、港則法（昭和二十三年法律第二百七十四号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域とする。ただし、これと異なる区域を告示で定めたときは、その区域とする。

1～10 (略)

十一 愛媛県女子鼻から同県大崎鼻灯台から一百九十度四千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県嘉島宇和嘉島灯台まで引いた線、同灯台から同県戸島西端まで引いた線、同島西端から同県須下崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

11～49 (略)

7～16 (盤)

別表第1 (第22条、第65条の6、第66条関係)

| | |
|--|------------------|
| | (略) |
| (略) | (略) |
| 製造に係る予 防火戸、防火窓、防火ダンパーその他 の仕切りの材料 防煙ダンパー | 1個につき 13,200円 |
| 1個につき 12,600円 | |

(定義)

第一条 (略)
2～5 (略)

6 いの省令において「平水区域」とは、湖、川及び港内の水域並びに次に掲げる水域をいう。この場合において、港の区域は、港則法（昭和二十三年法律第二百七十四号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域とする。ただし、これと異なる区域を告示で定めたときは、その区域とする。

1～10 (略)

十一 愛媛県女子鼻から同県大崎灯台から一百九十度四千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県嘉島宇和嘉島灯台まで引いた線、同灯台から同県戸島西端まで引いた線、同島西端から同県須下崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

11～49 (略)

7～16 (盤)

別表第1 (第22条、第65条の6、第66条関係)

| | |
|--|------------------|
| | (略) |
| (略) | (略) |
| 製造に係る予 防火戸、防火窓、防火ダンパーその他 の仕切りの材料 防煙ダンパー | 1個につき 13,200円 |

| 備検査 | 火災の危険の少ない家具及び備品 | 1個につき | 5,500円 |
|-----|-----------------|-------|--------|
| (略) | (略) | 1個につき | 5,500円 |

| 備検査 | スプリンクラ・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結その他管海官庁が指定する消防設備用器具 | 1個につき | 2,700円 |
|-----------|---|--------|----------|
| (略) | (略) | 1個につき | 2,700円 |
| 水噴霧ランプ | 1個につき | 9,500円 | (新設) |
| 移動式放水モニター | 1個につき | 8,300円 | (新設) |
| 非常標識 | 1個につき | 4,600円 | 非常標識 |
| 電気式のもの | 1個につき | 220円 | 電気式以外のもの |
| 電気式以外のもの | 1個につき | 220円 | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

別表第1の2（第66条関係）

| 備検査 | 火災の危険の少ない家具及び備品 | 1個につき | 5,500円 |
|------------------|---|---------|--------|
| (略) | (略) | 1個につき | 5,500円 |
| 製造に | スプリンクラ・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結その他管海官庁が指定する消防設備用器具 | 1個につき | 2,700円 |
| 防火戸、防火窓、防火ダンパーその | 1個につき | 13,200円 | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

| 係 る 他の仕切りの材料 | 係 る 他の仕切りの材料 |
|--|--------------------|
| 防煙ダシパー | 1個につき 12,600円 |
| 火災の危険の少ない家具及び備品 | 1個につき 5,400円 |
| (略) | (略) |
| スプリンクラ・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具 | 1個につき 2,650円 |
| 水噴霧ラシス | 1個につき 9,500円 |
| 移動式放水モニター | 1個につき 8,300円 |
| 非常標識 | (新設) |
| 電気式のもの | 1個につき 4,550円 |
| 電気式以外のもの | 1個につき 220円 |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |

| 係 る 他の仕切りの材料 | 係 る 他の仕切りの材料 |
|--|--------------------|
| (新設) | (新設) |
| 火災の危険の少ない家具及び備品 | 1個につき 5,400円 |
| (略) | (略) |
| スプリンクラ・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具 | 1個につき 2,650円 |
| (新設) | (新設) |
| 電気式のもの | 1個につき 4,550円 |
| 電気式以外のもの | 1個につき 220円 |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |

別表第2(第66条関係)

(略)

別表第2(第66条関係)

(略)

| | | |
|--|--------------------|--|
| (略) | (略) | (略) |
| 防火戸、防火窓、防火ダッシュパーやその他の仕切りの材料 | 1個につき 12,000円 | 1個につき 12,000円 |
| 防煙ダンパー | 1個につき 11,800円 | (新設) |
| 火災の危険の少ない家具及び備品検査 | 1個につき 5,000円 | (新設) |
| (略) | (略) | (略) |
| スプリンクラー・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結器具その他管海官庁が指定する消防設備用器具 | 1個につき 2,350円 | スプリンクラー・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結器具その他管海官庁が指定する消防設備用器具 |
| 水噴霧ランス | 1個につき 8,900円 | (新設) |
| 移動式放水モニター | 1個につき 7,800円 | (新設) |
| 非常標識 | 電気式のもの 電気式以外のもの | 電気式のもの 電気式以外のもの |
| (略) | (略) | (略) |

| | | |
|--|--------------------|--|
| (略) | (略) | (略) |
| 防火戸、防火窓、防火ダッシュパーやその他の仕切りの材料 | 1個につき 12,000円 | 1個につき 12,000円 |
| 防煙ダンパー | 1個につき 11,800円 | (新設) |
| 火災の危険の少ない家具及び備品検査 | 1個につき 5,000円 | (新設) |
| (略) | (略) | (略) |
| スプリンクラー・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結器具その他管海官庁が指定する消防設備用器具 | 1個につき 2,350円 | スプリンクラー・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結器具その他管海官庁が指定する消防設備用器具 |
| 水噴霧ランス | 1個につき 8,900円 | (新設) |
| 移動式放水モニター | 1個につき 7,800円 | (新設) |
| 非常標識 | 電気式のもの 電気式以外のもの | 電気式のもの 電気式以外のもの |
| (略) | (略) | (略) |

別表第2の2(第66条関係)

(略)

| | | |
|--|--------------------|----------------|
| 製造に係る予備検査 | (略) | (略) |
| 防火戸、防火窓、防火ダッシュペーその他の仕切りの材料 | 1個につき 12,000円 | 12,000円 |
| 防煙ダッシュペー | 1個につき 11,700円 | 11,700円 |
| 火災の危険の少ない家具及び備品 | 1個につき 5,000円 | 5,000円 |
| (略) | (略) | (略) |
| スプリンクラ・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、國際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具 | 1個につき 2,300円 | 2,300円 |
| 水噴霧ランス | 1個につき 8,900円 | 8,900円 |
| 移動式放水モニター | 1個につき 7,700円 | 7,700円 |
| 非常標識 | 電気式のもの 電気式以外のもの | 4,000円 190円 |
| (略) | (略) | (略) |

(略)

| | | |
|--|--------------------|----------------|
| 製造に係る予備検査 | (略) | (略) |
| 防火戸、防火窓、防火ダッシュペーその他の仕切りの材料 | 1個につき 12,000円 | 12,000円 |
| スプリンクラ・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、國際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具 | 1個につき 2,300円 | 2,300円 |
| 水噴霧ランス | (新設) | (新設) |
| 移動式放水モニター | 1個につき 7,700円 | 7,700円 |
| 非常標識 | 電気式のもの 電気式以外のもの | 4,000円 190円 |
| (略) | (略) | (略) |

(略)

(略)

改 正 案

現 行

（救命胴衣）

第二十九条 救命胴衣は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 淡水中において、口が水面上管海官庁が適當と認める高さになるまで人を持ち上げるための浮力を有するものであること。

二九二 （略）

二九二 （略）

（救命胴衣）

第二十九条 救命胴衣は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 淡水中において、口が水面上十二センチメートルの高さ（小児一才以上十二才未満の者をいう。以下同じ。）用の救命胴衣については、管海官庁が適當と認める高さ）になるまで人を持ち上げた時の浮力を二十四時間以上維持することができるものであること。

二九二 （略）

（救命胴衣）

第五十四条 （略）

2 前項の規定により備え付ける救命胴衣が小児（一歳以上十二歳未満の者をいう。以下同じ。）の使用に適さないときは、管海官庁が十分と認める数の小児用の救命胴衣を備え付けなければならない。

三九五 （略）

（救命胴衣）

第五十四条 （略）

2 前項の規定により備え付ける救命胴衣が小児の使用に適さないときは、管海官庁が十分と認める数の小児用の救命胴衣を備え付けなければならない。

三九五 （略）

改 正 案

現 行

（消防設備の要件）

第五条 次に掲げる消防設備は、告示で定める要件に適合するものでなければならない。

一 射水消防装置

イムト (略)

チ 水噴霧ランス

リ 移動式放水モニター

ヌ (略)

二 ハ十六 (略)

（消防栓）

第三十九条 (略)

(略)

第四十一条の四の規定により移動式放水モニターを備え付ける船舶には、前項の規定により備え付ける消火栓のほかに、消火栓を全て

には、前二項の規定により備え付ける消火栓のほかに、消火栓を全ての移動式放水モニターを有効に作動させることができるように備え付けなければならない。

（消防ホース）

第四十条 第一種船及び第一種船には、前条第一項及び第二項の規定により備え付ける消火栓一個につき一個の消防ホースを当該消火栓の近

くの目につきやすい位置に直ちに使用することができるよう備え付けなければならない。

2 旅客定員が三十六人を超える第一種船等に備え付ける前項の消防ホースは、常に消火栓に接続しておかなければならない。

3 第四十一条の四の規定により移動式放水モニターを備え付ける船舶

（消防設備の要件）

第五条 次に掲げる消防設備は、告示で定める要件に適合するものでなければならない。

一 射水消防装置

イムト (略)

チ (新設)

リ (新設)

ヌ (略)

二 ハ十六 (略)

（消防栓）

第三十九条 (略)

(略)

第四十条 第一種船及び第二種船には、前条の規定により備え付ける消

火栓一個につき一個の消防ホースを当該消火栓の近くの目につきやすい位置に直ちに使用することができるよう備え付けなければならない。

2 旅客定員が三十六人を超える第一種船等に備え付ける消防ホースは、常に消火栓に接続しておかなければならない。

3 第四十一条の四の規定により移動式放水モニターを備え付ける船舶

には、第一項の規定により備え付ける消火ホースのほかに、必要な個数の消火ホースを全ての移動式放水モニターの備付位置に備え付けなければならない。

(ノズル)

第四十一条 第一種船及び第二種船には、前条第一項の規定により備え付ける消火ホース一個につき一個のノズルを当該消火ホースの近くの目につけやすい位置に直ちに使用することができるよう備え付けなければならない。

(水噴霧ランス)

第四十一条の三 暴露甲板上又はその上方にコンテナ（船舶安全法施行規則第十九条の三のコンテナをいう。次条において同じ。）を積載するように設計された第一種船等には、一個以上の水噴霧ランスを備え付けなければならない。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(移動式放水モニター)

第四十一条の四 暴露甲板上又はその上方に五段以上のコンテナを積載するように設計された第一種船及び第二種船（沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数百トン未満の第二種船を除く。）には、四個以上（船の幅（船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）第一条第四項の船の幅をいう。）が三十メートル未満のものにあつては、二個以上）の移動式放水モニターを、貨物区域の外側の場所であつて貨物区域における火災によつて遮断されるおそれのない場所に、直ちに使用することができるよう備え付けなければならない。

(固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法)

第四十七条 第四十三条から前条までの規定により固定式鎮火性ガス消火装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならぬ

(ノズル)

第四十一条 第一種船及び第二種船には、前条の規定により備え付ける消火ホース一個につき一個のノズルを当該消火ホースの近くの目につけやすい位置に直ちに使用することができるよう備え付けなければならない。

(新設)

(固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法)

第四十七条 第四十三条及び前四条の規定により固定式鎮火性ガス消火装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならぬ

い。

一〇八 (略)

(略)

一〇八 (略)

(略)

3 第四十三条から前条までの規定により固定式高膨脹泡消火装置を備え付ける場合には、次の各号に掲げる当該装置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合するものでなければならぬ。

一〇三 (略)

4 第四十四条から前条までの規定により固定式加圧水噴霧装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

一〇二 (略)

(貨物区域における消防設備)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

4 載貨重量トン数八千トン以上の第三種船及び第四種船（油タンカーに限る。）には、貨物タンクに、固定式イナート・ガス装置を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

5・7 (略)

(固定式甲板泡装置及び固定式イナート・ガス装置の備付方法)

第五十七条の三 (略)

2 第五十七条の規定により固定式イナート・ガス装置を備え付ける場合には、告示で定める基準によらなければならない。

(削る)

(削る)

一〇八 (略)

(略)

3 第四十三条及び前四条の規定により固定式高膨脹泡消火装置を備え付ける場合には、次の各号に掲げる当該装置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合するものでなければならぬ。

一〇三 (略)

4 前五条の規定により固定式加圧水噴霧装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

一〇三 (略)

(貨物区域における消防設備)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

4 載貨重量トン数二万トン以上の第三種船及び第四種船（油タンカーに限る。）には、貨物タンクに、固定式イナート・ガス装置を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

5・7 (略)

(固定式甲板泡装置及び固定式イナート・ガス装置の備付方法)

第五十七条の三 (略)

2 第五十七条の規定により固定式イナート・ガス装置を備え付ける場合には、告示で定める基準によらなければならない。

(削る)

三 送風機の排気側におけるイナート・ガス供給管の制御弁は、当該

供給管が貫通するガス保安区域（炭化水素の流入により引火又は有毒の危険性が生ずる場所をいう。）の前部の隔壁に取り付けること。

（削る）

- 四 前号の制御弁の下流側のウォーターフィルター・シール及び当該ウォーターフィルターの下流側に取り付ける逆止弁は、貨物タンク及び貨物タンクに隣接する場所の頂部の甲板上の場所に配置すること。

- 五 イナート・ガスが供給されている間、逆止弁の下流側におけるインナート・ガス供給管内のガスの圧力及び送風機の排気側におけるインナート・ガス供給管内のガスの酸素含有率を継続的に記録し、かつ恒久的に記録するための装置は、貨物制御室その他荷役に従事する職員が容易に近づくことができる位置に取り付けること。

- 六 イナート・ガス装置について、告示で定める事項を表示するため可視可聴警報を発する装置は、機関区域及び貨物制御室その他荷役に従事する職員が容易に近づくことができる位置に取り付けること。

3 専用のイナート・ガス発生装置を有する固定式イナート・ガス装置

を備え付ける場合その他管海官庁が必要と認める場合には、前項の規定にかかるらず、管海官庁が適当と認める基準によらなければならぬい。

（準用規定）

第六十四条（略）

- 2 第三十八条第一項、第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条及び第四十二条の四の規定は、第三種船及び総トン数三百トン以上の第四種船について準用する。この場合において、第三十九条第三項中「第四十二条の四」とあるのは「第六十四条第二項において準用する第四十二条の四」と、「前二項」とあるのは「第五十五条」と、第四十条第三項中「第四十二条の四」とあるのは「第六十四条第二項において準用する第四十二条の四」と、「第一項」とあるのは「第五十五条」と読み替えるものとする。

- 六条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第六十四条（略）

- 2 第三十八条第一項及び第四十二条の規定は、第三種船及び総トン数三百トン以上の第四種船について準用する。

（準用規定）

第六十四条（略）

- 2 第三十八条第一項及び第四十二条の規定は、第三種船及び総トン数三百トン以上の第四種船について準用する。

3 第三十八条第二項及び第三項、第四十一条の二第二項、第四十三条の二、第四十三条の二第一項及び第二項、第四十四条第五項、第七項及び第八項、第四十五条第二項、第四十五条の二第三項、第四十七条の二並びに第四十八条第二項及び第三項の規定は、第三種船等について準用する。この場合において、第四十四条第八項、第四十五条第二項、第四十五条の二第三項及び第四十七条の二第二項中「五百トン」とあるのは「二千トン」と、第四十七条の二第一項中「第四十四条から第四十六条まで」とあるのは「第五十九条、第六十条並びに第六十一条第一項において準用する第四十五条の二及び第四十六条」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

6 第四十七条の規定は、第五十七条第一項、第五十七条の二、第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第三項、第六十一条、第一項において準用する第四十五条の二第一項若しくは第二項若しくは第四十六条又は第三項において準用する第四十三条の二第一項の規定により固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置を備え付ける場合について準用する。

7 (略)

(可燃性ガス検定器等)

第六十七条 第三種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船（閉鎖されたロールオン・ロールオフ貨物区域等を有するものに限る。）、燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船（船舶設備規程第三百二十二条の十四の燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船をいう。以下この項において同じ。）、液体貨物（引火点が摂氏六十度を超えるものを除く。以下この条において同じ。）を輸送するタンカー、海洋に流出した油を回収するための装置を有する船舶並びにオイルフェンスの展張の用に供する船舶には、可燃性ガス検定器を一個（燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船については、二個以上）備え付けなければならない。

3 第三十八条第二項及び第三項、第四十一条の二第二項、第四十三条の二第一項及び第二項、第四十四条第五項、第七項及び第八項、第四十五条第二項、第四十五条の二第三項、第四十七条の二並びに第四十八条第二項及び第三項の規定は、第三種船等について準用する。この場合において、第四十四条第八項、第四十五条第二項、第四十五条の二第三項及び第四十七条の二第二項中「五百トン」とあるのは、「二千トン」と、第四十七条の二第一項中「第四十四条から第四十六条まで」とあるのは、「第五十九条、第六十条並びに第六十四条第一項において準用する第四十五条の二及び第四十六条」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

6 第四十七条の規定は、第五十七条第一項、第五十七条の二第二項若しくは第三項、第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第三項、第六十一条又は第一項において準用する第四十五条の二若しくは第四十六条の規定により固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置を備え付ける場合について準用する。

7 (略)

(可燃性ガス検定器等)

第六十七条 第三種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船（閉鎖されたロールオン・ロールオフ貨物区域等を有するものに限る。）、液体貨物（引火点が摂氏六十度を超えるものを除く。以下この条において同じ。）を輸送するタンカー、海洋に流出した油を回収するための装置を有する船舶並びにオイルフェンスの展張の用に供する船舶には、可燃性ガス検定器を備え付けなければならない。

2
·
3

(略)

2
·
3

(略)

○海上上昇船の安全のための国際規約による船舶に付する規則 (留保四十一年運輸省令第111号) (総長条開逐) (傍線の部分は改正部分)

| 略 出 紙 | 略 出 紙 |
|---|--|
| 第5号の2の2様式 (第2条関係) INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK 液化ガスばら積船の構造及び設備に関する国際規約に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。 | 第5号の2の2様式 (第2条関係) INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK 液化ガスばら積船の構造及び設備に関する国際規約(決議MSC. 17(58)に上り改正された決議MSC. 5(48))に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。 Issued under the provisions of the INTERNATIONAL CODE FOR THE CONSTRUCTION AND EQUIPMENT OF SHIPS CARRYING LIQUEFIED GASES IN BULK <u>under the authority of the Government of Japan.</u> |
| 船舶の要目 Particulars of ship (略) | 船舶の要目 Particulars of ship (略) |
| 国際海事機関船舶識別番号 IMO Number | 国際海事機関識別番号 IMO Number |

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の

建造段階に達した日又は(改造船の場合)液化ガス

ばら積船への改造が開始された日

Date on which keel was laid or on which the ship was at a similar stage of construction or, in the case of a converted ship, date on which conversion to a gas carrier was commenced

(略)

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

1 この船舶が、上記の規約の第1.4項の規定に従つて検査されたこと。

That the ship has been surveyed in accordance with the provisions of section 1.4 of the Code.

2 検査の結果、この船舶の構造及び設備並びにこれららの状態が全ての点において満足なものであること並びにこの船舶が上記の規約の關係規定に適合していることが明らかとなつたこと。

That the survey showed that the construction and equipment of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the relevant provisions of the Code.

3 この船舶には、次に示す設計基準が用いられている。

That the following design criteria have been used :

建造段階に達した日又は(改造船の場合)液化ガス

ばら積船への改造が開始された日

Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction or, (in the case of a converted ship) date on which conversion to a gas carrier was commenced

(略)

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

1.1 この船舶が、上記の規約の第1.5項の規定に従つて検査されたこと。

That the ship has been surveyed in accordance with the provisions of section 1.5 of the Code;

1.2 検査の結果、この船舶の構造、設備、取付け物、配置及び材料並びにこれらの状態がすべての点において満足なものであること並びにこの船舶が上記の規約の關係規定に適合していることが明らかとなつたこと。

That the survey showed that the structure, equipment, fittings, arrangements and materials of the ship and the conditions thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the relevant provisions of the Code.

2 この船舶には、次に示す設計基準が用いられている。

That the following design criteria have been used :

(略)

(略)

.3 備考 この一覧表に示したタンク番号は、署名及び日付のある添付書類

2の番号が付された添付のタンク配置図に示される。

Note: Tank numbers referred to in this list are identified on attachment 2, signed and dated tank plan.

.4 貨物タンク材料の機械的性質は、..... °Cで定められた。

Mechanical properties of the cargo tank materials were determined at °C.

4 この船舶は、上記の規約の全ての関連作業要件が遵守されることを

条件に、次の貨物のばら積み輸送に適すること。

That the ship is suitable for the carriage in bulk of the following products provided that all the relevant operational provisions of the Code are observed.

| 貨物 Products | 運送の条件 (タンク番号等) Conditions of carriage (tank numbers, etc.) | 設計温度 Minimum temperature |
|----------------|--|-----------------------------|
| | | |

添付書類1に続く。

Continued on attachment 1, additional signed and dated sheets.

この一覧表に示したタンク番号は、添付書類2(タンク配置図)に示され

る。

Tank numbers referred to in this list are identified on attachment 2, signed and dated tank plan.

(略)

(略)

.3 備考 この一覧表に示したタンク番号は、署名及び日付のある添付書類

2の番号が付された添付のタンク配置図に示される。

NB: Tank numbers referred to in this list are identified on attachment 2, signed and dated tank plan.

.4 貨物タンク材料の機械的性質は、..... °Cで定められた。

Mechanical properties of the cargo tank material were determined at °C

3 この船舶は、上記の規約のすべての関連作業が遵守されることを条件に、次の貨物のばら積み輸送に適すること。

That the ship is suitable for the carriage in bulk of the following products provided that all relevant operational provisions of the Code are observed.

| 貨物 Products | 運送の条件 (タンク番号等) Conditions of carriage (tank numbers, etc.) | (新設) Minimum temperature |
|----------------|--|-----------------------------|
| | | |

添付書類1に続く。

Continued on attachment 1.

この一覧表に示したタンク番号は、添付書類2(タンク配置図)に示され

る。

Tank numbers referred to in this list are identified on attachment 2.

5 上記の規約の第1.4項及び第2.6.2項に従い、同規約の規定は、この船舶に關し次のように修正されていること。

That, in accordance with 1.4/ 2.6.2, the provisions of the Code are modified in respect of the ship in the following manner:

r:

(略)

6 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。
That the ship shall be loaded:

.1 上記の規約の第2.2.6項に従い承認された復原性計算機を用いて非損傷時及び損傷時の復原性の要件に適合することが検証された積載条件

only in accordance with loading conditions verified compliant with intact and damage stability requirements using the approved stability instrument fitted in accordance with paragraph 2.2.6 of the Code;

.2 上記の規約の第2.2.6項により要求される承認された復原性計算機の備付けが、同規約第2.2.7項により免除されている船舶は、次の二又は複数の承認された方法に従つて積載しなければならない。
where a dispensation permitted by paragraph 2.2.7 of the Code applies and the approved stability instrument required by paragraph 2.2.6 of the Code is not fitted, loading shall be made in accordance with one or more of the following approved methods:

.i 印章が付され、日付が記入され、かつ、日本国
本國政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示さ
れる積載条件、

4 上記の規約の第1.4項及び第2.8.2項に従い、同規約の規定は、この船舶に關し次のように修正されていること。

That in accordance with 1.4/ 2.8.2, the provisions of the Code are modified in respect of the ship in the following manner:

r:

(略)

5 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。
That the ship must be loaded:

(新設)

.1 印章が付され、日付が記入され、かつ、日本国
本國政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示さ
れる積載条件、

in accordance with the loading conditions provided in the approved loading manual, stamped and dated and signed by a responsible officer of the Administration, or of an organization recognized by the Administration;

Administration; or

.ii 承認された手段 によりこの船舶以外の場所で検証された積載条件、

in accordance with loading conditions verified remotely using an approved means ; or

.iii 上記 i の承認済みの積付資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は

in accordance with a loading condition which lies within an approved range of conditions defined in the approved loading manual referred to in i above; or

.iv 上記 i の承認済みの積付資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件

in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading manual referred to in i above;

in accordance with the loading conditions provided in the approved loading manual, stamped and dated and signed by a responsible officer of the Administration, or of an organization recognized by the Administration;

(新設)

(新設)

.3 この証書に添付した書類に示される積載条件

in accordance with the loading limitations appended to this Certificate.

.2 この証書に添付された書類に示される積載条件

in accordance with the loading limitations appended to this Certificate.

上記の指示以外によるこの船舶への積載が必要な場合、当該積載条件の正当性を示すために必要な計算書を当該積載条件の承認を書面にて証明する管海官庁に提出しなければならない。

Where it is required to load the ship other than in accordance with the above instruction, then the necessary calculations to ju

上記の指示以外によるこの船舶への積載が必要な場合、当該積載条件の正当性を示すために必要な計算書を当該積載条件の承認を書面にて証明する管海官庁に提出しなければならない。

Where it is required to load the ship other than in accordance with the above instruction, then the necessary calculations to ju

stify the proposed loading conditions shall be communicated to the certifying Administration who may authorize in writing the adoption of the proposed loading condition.

この証書は、上記の規約の第1.4項の規定に基づく検査が行われることを条件として、……まで効力を有する。

This Certificate is valid until subject to surveys in accordance with 1.4 of the Code.

(略)

年次検査及び中間検査に係る裏書

ENDORSEMENT FOR ANNUAL AND INTERMEDIATE SURVEYS

上記の規約の第1.4.2項の規定により要求される検査において、この船舶が同規約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at a survey required by 1.4.2 of the Code the ship was found to comply with the relevant provisions of the Code.

(略)

上記の規約の第1.4.6.8.3項の規定に基づく年次検査又は中間検査

Annual/intermediate survey in accordance with paragraph 1.4.6.8.

³

上記の規約の第1.4.6.8.3項の規定に基づく年次検査/中間検査において、この船舶が同規約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with paragraph 1.4.6.8.3 of the Code, the ship was fou

stify the proposed loading conditions should be communicated to the certifying Administration who may authorize in writing the adoption of the proposed loading condition.

この証書は、上記の規約の第1.5項の規定に基づく検査が行われることを条件として、……まで効力を有する。

This Certificate is valid until subject to surveys in accordance with 1.5 of the Code

(略)

年次検査及び中間検査に係る裏書

ENDORSEMENT FOR ANNUAL AND INTERMEDIATE SURVEYS

上記の規約の第1.5.2項の規定により要求される検査において、この船舶が同規約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by 1.5.2 of the Code the ship was found to comply with the relevant provisions of the Code:

(略)

上記の規約の第1.5.6.8.3項の規定に基づく年次検査又は中間検査

Annual/intermediate survey in accordance with 1.5.6.8.3

³

上記の規約の第1.5.6.8.3項の規定に基づく年次検査/中間検査において、この船舶が同規約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with 1.5.6.8.3 of the Code, the ship was found to comp

nd to comply with the relevant provisions of the Code.

ly with the relevant provisions of the Code.

(略)

上記の規約の第1.4.6.3項の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書
Endorsement to extend the Certificate if valid for less than 5 years where paragraph 1.4.6.3 applies

この船舶は、上記の規約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同規約の第1.4.6.3項の規定に従つて………まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Code, and this Certificate shall, in accordance with paragraph 1.4.6.3 of the Code, be accepted as valid until

(略)

更新検査が完了し、上記の規約の第1.4.6.4項の規定を適用する場合における裏書
Endorsement where the renewal survey has been completed and paragraph 1.4.6.4 applies

この船舶は、上記の規約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同規約の第1.4.6.4項の規定に従つて………まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Code, and this Certificate shall, in accordance with paragraph 1.4.6.4 of the Code, be accepted as valid until

年次検査

場所

ly with the relevant provisions of the Code.

(略)

上記の規約の第1.5.6.3項の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書
Endorsement to extend the Certificate if valid for less than 5 years where 1.5.6.3 applies

この船舶は、上記の規約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同規約の第1.5.6.3項の規定に従つて………まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Code, and this Certificate should, in accordance with 1.5.6.3 of the Code, be accepted as valid until

(略)

更新検査が完了し、上記の規約の第1.5.6.4項の規定を適用する場合における裏書
Endorsement where the renewal survey has been completed and 1.5.6.4 applies

この船舶は、上記の規約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同規約の第1.5.6.4項の規定に従つて………まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Code, and this Certificate should, in accordance with 1.5.6.4 of the Code, be accepted as valid until

(新設)

場所

Place
Annual survey
Date

(略)

Place
日
Date

(略)
(新設)

上記の規約の第1.4.6.5項又は第1.4.6.6項の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the validity of the Certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where paragraph 1.4.6.5 or 1.4.6.6 applies

この証書は、上記の規約の第1.4.6.5項又は第1.4.6.6項の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

This Certificate shall, in accordance with paragraph 1.4.6.5/1 .4.6.6 of the Code, be accepted as valid until

(略)

上記の規約の第1.5.6.5項又は第1.5.6.6項の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the validity of the Certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where 1.5.6.5/1 .5.6.6 applies

この証書は、上記の規約の第1.5.6.5項又は第1.5.6.6項の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

This Certificate should, in accordance with 1.5.6.5/1.5.6.6 of the Code, be accepted as valid until

(略)

上記の規約の第1.4.6.8項の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書

Endorsement for advancement of anniversary date where paragraph 1.4.6.8 applies

上記の規約の第1.4.6.8項の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with paragraph 1.4.6.8 of the Code, the new anniversary date is

(略)

上記の規約の第1.5.6.8項の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書

Endorsement for advancement of anniversary date where 1.5.6.8 applies

上記の規約の第1.5.6.8項の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with 1.5.6.8 of the Code, the new anniversary date is

(略)

上記の規約の第1.4.6.8項の規定に従い、新たに検査基準日は、……
とする。

In accordance with paragraph 1.4.6.8, the new anniversary date
is

(略)

国際液化ガスばら積船適合証書の添付書類 1

ATTACHMENT 1

TO THE

INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE
CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK

証書の第4項に規定する貨物及び運送の条件の一覧表の続き

Continued list of products to those specified in paragraph 4 of
the certificate, and their conditions of carriage

| 貨物 Products | 運送の条件 (タンク番号等) Conditions of carriage (tank numbers, etc.) | 設置温度 Minimum temperature |
|----------------|--|--------------------------------|
| | | |

(略)

上記の規約の第1.5.6.8項の規定に従い、新たに検査基準日は、……
とする。

In accordance with 1.5.6.8 of the Code, the new anniversary da
te is

(略)

国際液化ガスばら積船適合証書の添付書類 1

ATTACHMENT 1

TO THE

INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE
CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK

第3節に規定する貨物及び運送条件の一覧表の続き

Continuation of the list of products specified in section 3, and
the conditions of their carriage

| 貨物 Products | 運送の条件 (タンク番号等) Conditions of carriage (tank numbers, etc.) | (新設) (新設) |
|----------------|--|--------------|
| | | |

(略)

第5号の3様式（第2条関係）

番号 第
Certificate No.

国際液体化学薬品ばら積船適合証書
INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE
CARRIAGE OF DANGEROUS CHEMICALS IN BULK

(略)

2 檜査の結果、この船舶の構造及び設備並びにこれらの状態が全ての点において満足するものであること並びにこの船舶が上記の規約の関係規定に適合していることが明らかになったこと。

That the survey showed that the construction and equipment of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the relevant provisions of the Code.

3 この船舶が、MARPOL73/78附属書IIの第14規則の規定により要求される附属書IIの付録4に従い、手引書を備えていること並びに手引書に定めるこの船舶の設備及び装置が全ての点において満足するものであること。

That the ship has been provided with a Manual in accordance with Appendix 4 of Annex II of MARPOL 73/78 as called for by regulations 14 of AnnexII, and that the arrangements and equipment of the ship prescribed in the Manual are in all respects satisfactory.

第5号の3様式（第2条関係）

番号 第
Certificate No.

国際液体化学薬品ばら積船適合証書
INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE
CARRIAGE OF DANGEROUS CHEMICALS IN BULK

(略)

2 檜査の結果、この船舶の構造及び設備並びにこれらの状態がすべての点において満足すること並びにこの船舶が上記の規約の関係規定に適合していることが明らかになったこと。

That the survey showed that the construction and equipment of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the relevant provisions of the Code.

3 この船舶が、MARPOL73/78附属書IIの第14規則の規定により要求される附属書IIの付録4に従い、手引書を備えていること並びに手引書に定めるこの船舶の設備及び装置がすべての点において満足するものであること。

That the ship has been provided with a Manual in accordance with Appendix 4 of Annex II of MARPOL 73/78 as called for by regulations 14 of AnnexII, and that the arrangements and equipment of the ship prescribed in the Manual are in all respects satisfactory.

4 この船舶は、上記の規約及びMARPOL73/78附屬書IIの全ての関連作業要件が遵守されることを条件に、次の貨物のばら積み輸送に対する条件に適合すること。
That the ship meets the requirements for the carriage in bulk of the following products, provided that all relevant operational provisions of the Code and Annex II of MARPOL 73/78 are observed:

(略)

6 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。
That the ship must be loaded:

.1 上記の規約の第2.2.6項に従い承認された復原性計算機を用いて非損傷時及び損傷時の復原性の要件に適合することが検証された積載条件
only in accordance with loading conditions verified compliant with intact and damage stability requirements using the approved stability instrument fitted in accordance with paragraph 2.2.6 of the Code;

.2 上記の規約の第2.2.6項により要求される承認された復原性計算機の備付けが、同規約第2.2.7項により免除されている船舶は、次の二又は複数の承認された方法に従つて積載しなければならない。
where a waiver permitted by paragraph 2.2.7 of the Code is granted and the approved stability instrument required by paragraph 2.2.6 of the Code is not fitted, loading shall be made in accordance with one or more of the following approved methods:
(i) 印章が付され、日付……………が記入され、かつ、日本国

4 この船舶は、上記の規約及びMARPOL73/78附屬書IIのすべての関連作業が遵守されることを条件に、次の貨物のばら積み輸送に対する条件に適合すること。
That the ship meets the requirement for the carriage in bulk of the following products, provided that all relevant operational provisions of the Code and Annex II of MARPOL 73/78 are observed.

(略)

6 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。
That the ship must be loaded:

(新設)

.1 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならない。
That the ship must be loaded:
(新設)
.2 上記の規約の第2.2.6項により要求される承認された復原性計算機の備付けが、同規約第2.2.7項により免除されている船舶は、次の二又は複数の承認された方法に従つて積載しなければならない。
where a waiver permitted by paragraph 2.2.7 of the Code is granted and the approved stability instrument required by paragraph 2.2.6 of the Code is not fitted, loading shall be made in accordance with one or more of the following approved methods:
(i) 印章が付され、日付……………が記入され、かつ、日本国

日本国政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示される積載条件、
in accordance with the loading conditions provided in the a
the approved loading manual, stamped and dated
..... and signed by a responsible officer of the Administration, or
of an organization recognized by the Administration; or

(ii)

承認された手段 によりこの船舶以外の場
所で検証された積載条件、

in accordance with loading conditions verified remote
ly using an approved means ; or

(iii)

上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認され
た条件の範囲内の積載条件又は

in accordance with a loading condition which lies wit
hin an approved range of conditions defined in the ap
proved loading manual referred to in (i) above; or

(iv)

上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認され
た許容KG/GM値を用いて検証された積載条件
in accordance with a loading condition verified using
approved critical KG/GM data defined in the approved
loading manual referred to in (i) above;

.3 この証書に添付した書類に示される積載条件

in accordance with the loading limitations appended to this
Certificate.

上記の指示以外によるこの船舶への積載が必要な場合、当該積載条件の
正当性を示すために必要な計算書を当該積載条件の承認を書面にて証明
する管海官庁に提出しなければならない。

政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示される積載
条件
in accordance with the loading conditions provided in the a
pproved loading manual, stamped and dated a
nd signed by a responsible officer of the Administration, o
r of an organization recognized by the Administration.

(新設)

(新設)

.2 この証書に添付した書類に示される積載条件

in accordance with the loading limitations appended to this
Certificate.

上記の指示以外によるこの船舶への積載が必要な場合、当該積載条件の
正当性を示すために必要な計算書を当該積載条件の承認を書面にて証明する管
海官庁に提出しなければならない。

(略)

(略)

第6号様式(第2条関係)

番号 第
Certificate No.

第6号様式(第2条関係)

番号 第
Certificate No.

免除証書

EXEMPTION CERTIFICATE

(略)

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

上記の条約第.....章第.....規則の規定により与えられた権限に基づき、この船舶が上記の条約.....の要件を免除されたこと。

That the ship is, under the authority conferred by regulation.....of the Convention, exempted from the requirementsof the Convention.

(略)

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

上記の条約第.....章第.....規則の規定により与えられた権限に基づき、この船舶が上記の条約.....の要件を免除されたこと。

That the ship is, under the authority conferred by regulation.....of the Convention, exempted from the requirementsof the Convention.

(略)

古　　用　　器

別表第一（第3条、第29条関係）

| 型式承認及び検定 | 型式承認（単位 円） | 検定（単位 円） |
|--------------------------|------------|-------------|
| （略） | （略） | （略） |
| 防火戸、防火窓、防火ダシパーその他の仕切りの材料 | 146,900 | 1個につき 1,300 |
| 防煙ダシパー | 147,500 | 1個につき 1,800 |
| 火災の危険の少ない家具及び備品 | 78,500 | 1個につき 1,150 |
| （略） | （略） | （略） |
| 水噴霧放射器 | 31,600 | 1個につき 270 |
| 水噴霧ランプ | 92,100 | 1個につき 790 |
| 移動式放水モニター | 85,900 | 1個につき 790 |
| 国際陸上施設連結具 | 31,600 | 1個につき 390 |

新

別表第一（第3条、第29条関係）

| 型式承認及び検定 | 型式承認（単位 円） | 検定（単位 円） |
|--------------------------|------------|-------------|
| （略） | （略） | （略） |
| 防火戸、防火窓、防火ダシパーその他の仕切りの材料 | 146,900 | 1個につき 1,300 |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| 火災の危険の少ない家具及び備品 | 78,500 | 1個につき 1,150 |
| （略） | （略） | （略） |
| 水噴霧放射器 | 31,600 | 1個につき 270 |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| 国際陸上施設連結具 | 31,600 | 1個につき 390 |

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

別表第一の二 (第29条関係)

| | 型式承認 (単位 円) | 検定 (単位 円) |
|--------------------------|----------------|---------------------------|
| 型式承認及び検定 | (略) | (略) |
| 防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料 | <u>146,700</u> | <u>1個につき</u> <u>1,300</u> |
| 防煙ダンパー | <u>147,300</u> | <u>1個につき</u> <u>1,800</u> |
| 火災の危険の少ない家具及び備品 | 78,400 | 1個につき 1,100 |
| (略) | (略) | (略) |
| 水噴霧放電器 | <u>31,400</u> | <u>1個につき</u> <u>270</u> |
| 水噴霧ランス | <u>91,900</u> | <u>1個につき</u> <u>780</u> |
| 移動式放水モニター | <u>85,700</u> | <u>1個につき</u> <u>780</u> |
| 国際陸上施設連結具 | 31,400 | 1個につき 390 |
| (略) | (略) | (略) |

別表第一の二 (第29条関係)

| | 型式承認 (単位 円) | 検定 (単位 円) |
|--------------------------|----------------|---------------------------|
| 型式承認及び検定 | (略) | (略) |
| 防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料 | <u>146,700</u> | <u>1個につき</u> <u>1,300</u> |
| 火災の危険の少ない家具及び備品 | 78,400 | 1個につき 1,100 |
| (新設) | (新設) | (新設) |
| 水噴霧放電器 | <u>31,400</u> | <u>1個につき</u> <u>270</u> |
| (新設) | (新設) | (新設) |
| 国際陸上施設連結具 | 31,400 | 1個につき 390 |
| (略) | (略) | (略) |

別表第二（第29条関係）

| | 検定 (単位 円) |
|------------------------------|------------------|
| 検定 の仕切りの材料 （略） | （略） |
| 防火戸、防火窓、防火ダンパーその他 の仕切りの材料 | 1個につき 1,150 |
| 防煙ダンパー | 1個につき 1,700 |
| 火災の危険の少ない家具及び備品 （略） | 1個につき 990 |
| 水噴霧放射器 | 1個につき 240 |
| 水噴霧ランプ | 1個につき 740 |
| 移動式放水モニター | 1個につき 740 |
| 国際陸上施設連結具 （略） | 1個につき 350 （略） |

別表第二（第29条関係）

| | 検定 (単位 円) |
|------------------------------|------------------|
| 検定 の仕切りの材料 （新設） | （略） |
| 防火戸、防火窓、防火ダンパーその他 の仕切りの材料 | 1個につき 1,150 |
| 火災の危険の少ない家具及び備品 （略） | 1個につき 990 |
| 水噴霧放射器 | 1個につき 240 |
| （新設） | （新設） |
| 国際陸上施設連結具 （略） | 1個につき 350 （略） |

別表第二の二（第29条関係）

別表第二の二（第29条関係）

| 検定 (単位 円) | | 検定 (単位 円) | |
|--------------------------------|-----------------------|--------------------------------|-----------------------|
| 検定 | (略) | 検定 | (略) |
| 防火戸、防火窓、防火ダッシュバーその他 の仕切りの材料 | 1個につき <u>1,100</u> | 防火戸、防火窓、防火ダッシュバーその他 の仕切りの材料 | 1個につき <u>1,100</u> |
| 防煙ダンパー | 1個につき <u>1,700</u> | (新設) | (新設) |
| 火災の危険の少ない家具及び備品 | 1個につき <u>970</u> | 火災の危険の少ない家具及び備品 | 1個につき <u>970</u> |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 水噴霧放射器 | 1個につき <u>230</u> | 水噴霧放射器 | 1個につき <u>230</u> |
| 水噴霧ランス | 1個につき <u>730</u> | (新設) | (新設) |
| 移動式放水モニター | 1個につき <u>730</u> | (新設) | (新設) |
| 国際陸上施設連結具 | 1個につき <u>350</u> | 国際陸上施設連結具 | 1個につき <u>350</u> |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

改 正 案

現 行

(通風装置)

第十六条 通風装置を設ける場合には、次に掲げる基準によらなければならぬ。

一 (略)

二 通風用のダクトが甲板を貫通する場合には、煙及び高温ガスが一の甲板間から他の甲板間へ当該ダクトを通じて侵入することを防止するため、告示で定める措置が講じられていること。

三 (略)

六 二の閉囲された区域の間に通風用の開口を設けていないこと

。ただし、第十四条第三項の場合においては、この限りでない。

2・3 (略)

(通風装置)

第十六条 通風装置を設ける場合には、次に掲げる基準によらなければならぬ。

一 (略)

二 通風用のダクトが甲板を貫通する場合には、煙及び高温ガスが一の甲板間から他の甲板間へ当該ダクトを通じて侵入することを防止する措置が講じられていること。

三 (略)

(新設)

2・3 (略)

(通風装置)

第二十七条の八 通風装置を設ける場合には、次に掲げる基準によらなければならぬ。

一 (略)

四 二の閉囲された区域の間に通風用の開口を設けていないこと

。ただし、前条第三項の場合及び管海官庁が開口の構造等を考慮して差し支えないと認める場合においては、この限りでない。

2 (略)

(ロールオン・ロールオフ貨物区域の防火措置)

第二十七条の十二 (略)

2 (略)

(ロールオン・ロールオフ貨物区域の防火措置)

第二十七条の十二 (略)

(新設)

6 燃料電池自動車等（船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第三百二条の十一の燃料電池自動車等をいう。次条第四項及び第四十五条

第二項において同じ。）を積載する閉鎖されたロールオン・ロールオフ貨物区域（自動車運搬船（同令第三百二条の十四の自動車運搬船をいう。次条第四項及び第四十五条第二項において同じ。）のものに限る。）には、水素又は可燃性天然ガスの発火源となる設備を配置してはならない。

（準用規定）

第二十七条の十三　（略）

2　（略）

3　前条第一項から第五項までの規定は、ロールオン・ロールオフ貨物区域以外の閉鎖された貨物区域であつて、自走用の燃料を有する自動車を積載するものについて準用する。

4　前条第六項の規定は、自動車運搬船のロールオン・ロールオフ貨物区域以外の閉鎖された貨物区域であつて、燃料電池自動車等を積載するものについて準用する。

（準用規定）

第四十五条　第二十条第七項及び第二十七条の七の規定は貨物フェリー等について、第二十七条の十二第一項及び第五項の規定は閉鎖された車両甲板区域について、それぞれ準用する。

2　第二十七条の十二第六項の規定は、自動車運搬船の閉鎖された車両甲板区域であつて、燃料電池自動車等を積載するものについて準用する。

（準用規定）

第二十七条の十三　（略）

2　（略）

3　前条の規定は、ロールオン・ロールオフ貨物区域以外の閉鎖された貨物区域であつて、自走用の燃料を有する自動車を積載するものについて準用する。

（新設）

第四十五条　第二十条第七項及び第二十七条の七の規定は貨物フェリー等について、第二十七条の十二第一項及び第四項の規定は閉鎖された車両甲板区域について、それぞれ準用する。

（新設）

（準用規定）

第四十五条　第二十条第七項及び第二十七条の七の規定は貨物フェリー等について、第二十七条の十二第一項及び第四項の規定は閉鎖された車両甲板区域について、それぞれ準用する。

| | | | |
|---|---|--|--|
| <p>第十二号様式(第二十六条関係)</p> <p>(略)</p> <p>国際油汚染防止証書(IOPP証書)の追補 Supplement to International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate)</p> <p>油タンカーの構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR SHIPS OTHER THAN OIL TANKERS</p> <p>(略)</p> <p>2.5.2 この船舶は、全てのビルジの船内保留のため次のビルジタンクを備えている。 The ship is fitted with holding tank(s) for the total retention on board of all oily bilge water as follows:</p> <p>(略)</p> <p>この記録は、全ての点について正しいことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.</p> <p>(略)</p> | <p>国際油汚染防止証書(IOPP証書)の追補 Supplement to International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate)</p> <p>油タンカーの構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS</p> <p>(略)</p> <p>2.5.2 この船舶は、すべてのビルジの船内保留のため次のビルジタンクを備えている。 The ship is fitted with holding tank(s) for the total retention on board of all oily bilge water as follows:</p> <p>(略)</p> | <p>国際油汚染防止証書(IOPP証書)の追補 Supplement to International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate)</p> <p>油タンカーの構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS</p> <p>(略)</p> <p>2.5.2 この船舶は、全てのビルジの船内保留のため次のビルジタンクを備えている。 The ship is fitted with holding tank(s) for the total retention on board of all oily bilge water as follows:</p> <p>(略)</p> | <p>5.7.4 第27規則の規定により要求される乗用船の情報及び資料は、承認された記入方法 により、この船舶に提供されている。 Information and data required under regulation 27 for combination carrier ships have been supplied to the ship in a written procedure approved by the A dministration □</p> |
|---|---|--|--|

5.7.6 この船舶は、第28規則6の規定に基づき承認された復原性計算機を備えている。

The ship is provided with an Approved Stability Instrument in accordance with regulation 28.6

この船舶は、第3規則6の規定により第28規則6の要件を免除されている。復原性は次の方方法によって検証される。
The requirements of regulation 28.6 are waived in respect of the ship in accordance with regulation 3.6. Stability is verified by the following means:

1. 第28規則5の規定に基づき船長に提供された復原性資料に明記されている承認された積付条件においてのみ荷積みを行う。
loading only to approved conditions defined in the stability information provided to the master in accordance with regulation 28.5

2. 検証は主管序によつて承認された手段により、この船舶以外の場所で行われる。
verification is made remotely by a means approved by the Administrator.

3. 第28規則5の規定に基づき船長に提供された復原性資料に明記されている承認された積付条件の範囲内で荷積みを行う。
loading within an approved range of loading conditions defined in the stability information provided to the master in accordance with regulation 28.5

4. 第28規則5の規定に基づき船長に提供された復原性資料に明記され非損傷時及び損傷時の要件を満たす承認されたKG/GM曲線に基づき荷積みを行ふ。
loading in accordance with approved limiting KG/GM curves covering all applicable intact and damage stability requirements defined in the stability information provided to the master in accordance with regulation 28.5 on 28.5

(略)

この記録は、全ての点について正しいことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

(略)

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(略)

第十二号の四様式 (第二十六条関係)

(略)

国際大気汚染防止証書の追補
Supplement to International Air Pollution Prevention Certificate
(IAPP証書)
(IAPP Certificate)

(略)

2.2.1 給船に設置された次の原動機は、以下のとおり、第13規則の要件に従う。
The following marine diesel engines installed on this ship are in accordance with the requirements of regulation 13, as indicated:

| | | | | | | |
|--|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 適用される条約附屬書VI規則 (NTC-窒素酸化物技術規則2008) (AM=基準適合改造) | 原動機 #1 Engine | 原動機 #2 Engine | 原動機 #3 Engine | 原動機 #4 Engine | 原動機 #5 Engine | 原動機 #6 Engine |
| Applicable regulation of MARPOL Annex VI (NTC-Nox Technical Code 2008) (AM=Approved Method) | | | | | | |
| 1 原動機製作者等及び原動機 の型式 Manufacturer and model | | | | | | |
| 2 製造番号 Serial number | | | | | | |
| 3 使用形態(適用可能なサイクル - NTC 3.2) Use (applicable application cycle(s) - NTC 3.2) | | | | | | |
| 4 定格出力 (kW) (NTC1.3.11) Rated power (kW) (NTC1.3.11) | | | | | | |
| 5 定格回転速度 (rpm) (NTC1.3.12) Rated speed (rpm) (NTC1.3.12) | | | | | | |
| 6 第13規則1.1.2に基づく適用 除外 (2000年1月1日以降の 同一型式原動機導入) Identical engine installed d ≥ 1/1/2000 exempted by 13.1.1.2 | □ | □ | □ | □ | □ | □ |

第十二号の四様式 (第二十六条関係)

(略)

国際大気汚染防止証書の追補
Supplement to International Air Pollution Prevention Certificate
(IAPP証書)
(IAPP Certificate)

(略)

2.2.1 給船に設置された次の原動機は、2008年に改正された窒素酸化物技術規則に従
う、第13規則の排出基準に適合する。
The following marine diesel engines installed on this ship comply with t
he applicable emission limit of regulation 13 in accordance with the rev
ised Nox Technical Code 2008:

| | 原動機 #1 Engine | 原動機 #2 Engine | 原動機 #3 Engine | 原動機 #4 Engine | 原動機 #5 Engine | 原動機 #6 Engine |
|--|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| OL Annex VI (NTC-Nox Technical Code 2008) (AM=Approved Method) | #1 Engine | #2 Engine | #3 Engine | #4 Engine | #5 Engine | #6 Engine |
| 1 原動機製作者等及び原動機 の型式 Manufacturer and model | | | | | | |
| 2 製造番号 Serial number | | | | | | |
| 3 使用形態(適用可能なサイクル - NTC 3.2) Use (applicable application cycle(s) - NTC 3.2) | | | | | | |
| 4 定格出力 (kW) (NTC1.3.11) Rated power (kW) (NTC1.3.11) | | | | | | |
| 5 定格回転速度 (rpm) (NTC1.3.12) Rated speed (rpm) (NTC1.3.12) | | | | | | |
| 6 第13規則1.1.2に基づく適用 除外 (2000年1月1日以降の 同一型式原動機導入) Identical engine installed d ≥ 1/1/2000 exempted by 13.1.1.2 | □ | □ | □ | □ | □ | □ |

第十二号の四様式 (第二十六条関係)

(略)

国際大気汚染防止証書の追補
Supplement to International Air Pollution Prevention Certificate
(IAPP証書)
(IAPP Certificate)

(略)

2.2.1 給船に設置された次の原動機は、2008年に改正された窒素酸化物技術規則に従
う、第13規則の排出基準に適合する。
The following marine diesel engines installed on this ship comply with t
he applicable emission limit of regulation 13 in accordance with the rev
ised Nox Technical Code 2008:

| | 原動機 #1 Engine | 原動機 #2 Engine | 原動機 #3 Engine | 原動機 #4 Engine | 原動機 #5 Engine | 原動機 #6 Engine |
|--|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| OL Annex VI (NTC-Nox Technical Code 2008) (AM=Approved Method) | #1 Engine | #2 Engine | #3 Engine | #4 Engine | #5 Engine | #6 Engine |
| 1 原動機製作者等及び原動機 の型式 Manufacturer and model | | | | | | |
| 2 製造番号 Serial number | | | | | | |
| 3 使用形態(適用可能なサイクル - NTC 3.2) Use (applicable application cycle(s) - NTC 3.2) | | | | | | |
| 4 定格出力 (kW) (NTC1.3.11) Rated power (kW) (NTC1.3.11) | | | | | | |
| 5 定格回転速度 (rpm) (NTC1.3.12) Rated speed (rpm) (NTC1.3.12) | | | | | | |
| 6 第13規則1.1.2に基づく適用 除外 (2000年1月1日以降の 同一型式原動機導入) Identical engine installed d ≥ 1/1/2000 exempted by 13.1.1.2 | □ | □ | □ | □ | □ | □ |

| | | | | | | | |
|-----|---|---|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |
| 7 | 第13規則1.1.2による同一型式原動機の設置年月日 Identical engine installation date (dd/mm/yyyy) as per 13.1.1.2 | | | | | | |
| 8a | 主要な改 造を行つ た年月日 Major Con- version Date of major conversion | 第13規則2.1.及 び第13規則2.2 13.2.1.1 & 13. 2.2 | | | | | |
| 8b | (dd/mm/yy YY) | 第13規則2.1.及 び第13規則2.3 13.2.1.2 & 13. 2.3 | | | | | |
| 8c | | 第13規則2.1.及 び第13規則2.3 13.2.1.3 & 13. 2.3 | | | | | |
| 9a | 一次規制 Tier I | 第13規則3 13.3 | | | | | |
| 9b | | 第13規則2.2 13.2.2 | | | | | |
| 9c | | 第13規則2.3.1 13.2.3.1 | | | | | |
| 9d | | 第13規則2.3.2 13.2.3.2 | | | | | |
| 9e | | 第13規則7.1.2 13.7.1.2 | | | | | |
| 10a | 二次規制 Tier II | 第13規則4 13.4 | | | | | |
| 10b | | 第13規則2.2 13.2.2 | | | | | |
| 10c | | 第13規則2.2 (三 次規制が適用不 可能) 13.2.2 (Tier II I not possible) | | | | | |
| 10d | | 第13規則2.3.2 13.2.3.2 | | | | | |
| 10e | | 第13規則5.2 (適 用除外) | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 13.5.2 (Exempt ion) | | | | | | |
| 10f | 第13規則7.1.2 13.7.1.2 | <input type="checkbox"/> |
| 11a | 三次規制 (窒素酸 化物排出 量に限 る。) Tier III (ECA-Nox only) | 第13規則5.1.1 13.5.1.1 | <input type="checkbox"/> |
| 11b | 第13規制 規制海域 に限 る。) | 第13規則2.2 13.2.2 | <input type="checkbox"/> |
| 11c | 第13規則2.3.2 13.2.3.2 | <input type="checkbox"/> |
| 11d | 第13規則7.1.2 13.7.1.2 | <input type="checkbox"/> |
| 12 | 基準適合 改造 AM* | 導入 installed | <input type="checkbox"/> |
| 13 | 商業的に存在し ない not commercial available at this survey | <input type="checkbox"/> |
| 14 | 適用不可能 not applicable | <input type="checkbox"/> |

*基準適合改造プロセスに係る2014年のガイドライン(決議MEPC.243(66)) 参照

Refer to the 2014 Guidelines on the approved method process (resolution MEPC.243(66)).

(略)

2.5 船上焼却炉 (第16規則) Shipboard incineration (regulation 16)

船上に搭載される船舶発生油等焼却設備
The ship has an incinerator;
1 2000年1月1日以後に設置され、次の基準に適合している。
installed on or after 1 January 2000 that complies with:

- .1 改正された決議MEPC.76(40)
resolution MEPC.76(40), as amended*
- .2 決議MEPC.244(66)
resolution MEPC.244(66)

- .2 2000年1月1日前に設置され、次の基準に適合している。
installed before 1 January 2000 that complies with:

2.5 船上焼却炉 (第16規則) Shipboard incineration (regulation 16)

船上に搭載される船舶発生油等焼却設備
The ship has an incinerator;
1 2000年1月1日以後に設置され、改正された海洋環境保護委員会決議76(40)に適合
していざ。
installed on or after 1 January 2000 that complies with resolution MEPC.76
(40) as amended

- (新設)

(新設)

- .2 2000年1月1日前に設置され、次の基準に適合している。
installed before 1 January 2000 that complies with:

| | | |
|---|--|--------------------------|
| 1. 改正された決議MEPC. 59(33) resolution MEPC. 59(33), as amended** | | <input type="checkbox"/> |
| 2. 改正された決議MEPC. 76(40) resolution MEPC. 76 (40), as amended* | | <input type="checkbox"/> |
| * 決議MEPC. 93(45)により改正 As amended by resolution MEPC. 93(45). ** 決議MEPC. 92(45)により改正 As amended by resolution MEPC. 92(45). | | |
| (略) | | |

| | | |
|---|--|--------------------------|
| 2.1 決議MEPC. 59 (33) resolution MEPC. 59(33) | | <input type="checkbox"/> |
| 2.2 決議MEPC. 76 (40) resolution MEPC. 76 (40) | | <input type="checkbox"/> |
| (新設) | | |
| (新設) | | |
| (略) | | |

| 略 | 略 | 略 | 略 |
|--|---|---|---|
| 別記様式1（附則第7条関係） | | 別記様式1（附則第7条関係） | |
| 番号 | 第 | 番号 | 第 |
| Certificate No. | | Certificate No. | |
| 液化ガスばら積船適合証書 | | 液化ガスばら積船適合証書 | |
| CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE | | CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE | |
| OF LIQUEFIED GASES IN BULK | | OF LIQUEFIED GASES IN BULK | |
| (略) | | (略) | |
| 4. 本船は、規約の全ての関連作業要件が遵守されることを条件として 、下記貨物のばら積み輸送に適するものである。 That the ship is suitable for the carriage in bulk of the following products, provided that all relevant operational provisions of the Code are observed: | | 4. 本船は、規約のすべての関連作業要件が遵守されることを条件として 、下記貨物のばら積み輸送に適するものである。 That the ship is suitable for the carriage in bulk of the following products, provided that all relevant operational provisions of the Code are observed: | |
| (略) | | (略) | |
| 5. (略) | | 5. (略) | |
| That in accordance with sections 1.5/2.7* the provisions of the Code are modified in respect of the ship in the following manner: | | That in accordance with sections 1.5/2.7* the provisions of the Code are modified in respect of the ship in the following manner: | |
| 6. この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。 That the ship must be loaded: | | (新設) | |

.1 上記の規約の第2.2.4項に従い承認された復原性計算機を用いて非損傷時及び損傷時の復原性の要件に適合することが検証された積載条件

only in accordance with loading conditions verified compliant with intact and damage stability requirements using the approved stability instrument fitted in accordance with paragraph 2.2.4 of the Code;

.2 上記の規約の第2.2.4項により要求される承認された復原性計算機の備付けが、同規約第2.2.5項により免除されている船舶は、次の二又は複数の承認された方法に従つて積載しなければならない。

where a waiver permitted by paragraph 2.2.5 of the Code is granted and the approved stability instrument required by paragraph 2.2.4 of the Code is not fitted, loading shall be made in accordance with one or more of the following approved methods:

- (i) 印章が付され、日付が記入され、かつ、日本国政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示される積載条件、
in accordance with the loading conditions provided in the approved loading manual, stamped and dated
..... and signed by a responsible officer of the Administration, or of an organization recognized by the Administration; or
(ii) 承認された手段によりこの船舶以外の場所で検証された積載条件、
in accordance with loading conditions verified remote by using an approved means; or
(iii) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は

in accordance with a loading condition which lies within an approved range of conditions defined in the approved loading manual referred to in (i) above; or

(iv) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件
in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading manual referred to in (i) above;

.3 この証書に添付した書類に示される積載条件

in accordance with the loading limitations appended to this Certificate.

上記の指示以外によるこの船舶への積載が必要な場合、当該積載条件の正当性を示すために必要な計算書を当該積載条件の承認を書面にて証明する管海庁に提出しなければならない。

Where it is required to load the ship other than in accordance with the above instruction, then the necessary calculations to justify the proposed loading conditions should be communicated to the certifying Administration who may authorize in writing the adoption of the proposed loading condition.

(略)

(略)

別記様式2(附則第7条関係)

番号 第 号
Certificate No.

液体化学薬品ばら積船適合証書
CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE
OF LIQUEFIED GASES IN BULK

(略)

2 檜査の結果、この船舶の構造及び設備が全ての点において満足なものであること並びにこの船舶が同規約の次の規定に適合していること。

That the survey showed that the construction and equipment of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship:

(略)

2 檜査の結果、この船舶の構造及び設備がすべての点において満足なものであること並びにこの船舶が同規約の次の規定に適合していること。

That the survey showed that the construction and equipment of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship:

(略)

3 この船舶が、MARPOL附屬書IIの第14規則の規定により要求される附属書IIの付録4に従い、手引書を備えていること並びに手引書に定めるこの船舶の設備及び装置が全ての点において満足するものであること。

That the ship has been provided with a manual in accordance with Appendix 4 of MARPOL Annex II as called for by regulation s 14 of Annex, and that the arrangements and equipment of the ship prescribed in the Manual are in all respects satisfactory.

別記様式2(附則第7条関係)

番号 第 号
Certificate No.

液体化学薬品ばら積船適合証書
CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE
OF LIQUEFIED GASES IN BULK

(略)

3 この船舶が、MARPOL附屬書IIの第14規則の規定により要求される附属書IIの付録4に従い、手引書を備えていること並びに手引書に定めるこの船舶の設備及び装置がすべての点において満足するものであること。

That the ship has been provided with a manual in accordance with Appendix 4 of MARPOL Annex II as called for by regulation s 14 of Annex, and that the arrangements and equipment of the ship prescribed in the Manual are in all respects satisfactory.

(略)

4 この船舶は、上記の規約及びMARPOL附屬書IIの全ての関連作業要件が遵守されることを条件として、次の貨物のばら積み輸送に対する条件に適合すること。

(略)

6 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。
That the ship must be loaded:

.1 上記の規約の第2.2.1.2項に従い承認された復原性計算機を用いて非損傷時及び損傷時の復原性の要件に適合することが検証された積載条件

only in accordance with loading conditions verified compliant with intact and damage stability requirements using the approved stability instrument fitted in accordance with paragraph 2.2.1.2 of the Code;

.2 上記の規約の第2.2.1.2項により要求される承認された復原性計算機の備付けが、第2.2.1.3項により免除されている船舶は、次の一又は複数の承認された方法に従つて積載しなければならない。
where a waiver permitted by paragraph 2.2.1.3 of the Code is granted and the approved stability instrument required by paragraph 2.2.1.2 of the Code is not fitted, loading shall be made in accordance with one or more of the following approved methods:

(i) 印章が付され、日付.....が記入され、かつ、日本国政

本国政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示される積載条

(略)

4 この船舶は、上記の規約及びMARPOL附屬書IIのすべての関連作業要件が遵守されることを条件として、次の貨物のばら積み輸送に対する条件に適合すること。

(新設)

6 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。
That the ship must be loaded:

(新設)

.1 印章が付され、日付.....が記入され、かつ、日本国政

本国政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示される積載条

される積載条件、

in accordance with the loading conditions provided in the approved loading manual, stamped and dated and signed by a responsible officer of the Administration, or of an organization recognized by the Administration; or

(ii) 承認された手段 によりこの船舶以外の場所

で検証された積載条件、

in accordance with loading conditions verified remote ly using an approved means ; or

(iii) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は

in accordance with a loading condition which lies within an approved range of conditions defined in the ap

proved loading manual referred to in (i) above; or

(iv) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件

in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading manual referred to in (i) above;

.3 二の証書に添付した書類に示される積載条件

in accordance with the loading limitations appended to this Certificate.

上記の指示以外によるこの船舶への積載が必要な場合、当該積載条件の正当性を示すために必要な計算書を当該積載条件の承認を書面にて証明する管海官庁に提出しなければならない。

Where it is required to load the ship other than in accordance with the above instruction, then the necessary calculations t

件

in accordance with the loading conditions provided in the approved loading manual, stamped and dated and signed by a responsible officer of the Administration, or

(新設)

(新設)

.2 二の証書に添付した書類に示される積載条件

in accordance with the loading limitations appended to this Certificate.

上記の指示以外によるこの船舶への積載が必要な場合、当該積載条件の正当性を示す必要な計算書を当該積載条件の承認を書面にて証明する管海官庁に提出しなければならない。

Where it is required to load the ship other than in accordance with the above instruction, then the necessary calculations t

o justify the proposed loading conditions shall be communicated to the certifying Administration who may authorize in writing the adoption of the proposed loading condition.

(略)

o justify the proposed loading conditions should be communicated to the certifying Administration who may authorize in writing the adoption of the proposed loading condition.

(略)

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号）（第十一條関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第四十条の次に次の二章を加える。

第九章の二 有害水バラスト処理設備

（有害水バラスト処理設備）

第四十条の二 （略）

2 （略）

3 船舶所有者は、有害水バラスト処理設備を設置する場合にあつては、当該有害水バラスト処理設備と水バラストの排出口との間のバラスト管のうちできる限り当該水バラストの排出口の近くの場所その他地方運輸局長が指示する場所に、当該有害水バラスト処理設備が適切に作動するものであることを確認するために必要な水バラストを採取するための水バラスト採取口を設置しなければならない。

4 （略）

附 則

（相当技術基準）

第十八条 （略）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第四十条の次に次の二章を加える。

第九章の二 有害水バラスト処理設備

（有害水バラスト処理設備）

第四十条の二 （略）

2 （略）

3 船舶所有者は、有害水バラスト処理設備を設置する場合にあつては、水バラストの取入口と当該有害水バラスト処理設備との間のバラスト管及び当該有害水バラスト処理設備と水バラストの排出口との間のバラスト管のうちできる限り当該水バラストの排出口の近くの場所その他地方運輸局長が指示する場所に、当該有害水バラスト処理設備が適切に作動するものであることを確認するために必要な水バラストを採取するための水バラスト採取口を設置しなければならない。

4 （略）

附 則

（相当技術基準）

第十八条 （略）

2 船舶所有者は、有害水バラスト処理設備を設置する場合にあつては、当該有害水バラスト処理設備と水バラストの排出口との間のバラスト管のうちでできる限り当該水バラストの排出口の近くの場所その他の地方運輸局長が指示する場所に、当該有害水バラスト処理設備が適切に作動するものであることを確認するために必要な水バラストを採取するための水バラスト採取口を設置しなければならない。

3 (略)

2 船舶所有者は、有害水バラスト処理設備を設置する場合にあつては、水バラストの取入口と当該有害水バラスト処理設備との間のバラスト管及び当該有害水バラスト処理設備と水バラストの排出口との間のバラスト管のうちでできる限り当該水バラストの排出口の近くの場所その他の地方運輸局長が指示する場所に、当該有害水バラスト処理設備が適切に作動するものであることを確認するために必要な水バラストを採取するための水バラスト採取口を設置しなければならない。

3 (略)

漁船特殊規程の一部を改正する省令案新旧対照条文

○漁船特殊規程（昭和九年遞信省農林省令）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（船舶消防設備規則の規定の準用）

第五十一条の十四（略）

（船舶消防設備規則の規定の準用）

第五十一条の十四（略）

（略）

3 船舶消防設備規則第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条の四、第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条の規定は、総トン数五百トン以上的一般漁船（同令第四十一条の四の規定については、船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）について準用する。この場合において、船舶消防設備規則第三十九条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四において準用する第四十一条の四」と、「前二項」とあるのは

「同令第五十一条の八」と、同令第四十条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四において準用する第四十一条の四」と、「第一項」とあるのは「同令第五十一条の九第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

3 船舶消防設備規則第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条の規定は、総トン数五百トン以上的一般漁船について準用する。

2 船舶消防設備規則第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条の四、第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条の規定は、総トン数五百トン以上的一般漁船（同令第四十一条の四の規定については、船舶安全法施行規則第一条第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）について準用する。この場合において、船舶消防設備規則第三十九条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四において準用する第四十一条の四」と、「前二項」とあるのは「同令第五十一条の八」と、同令第四十条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四において準用する第四十一条の四」と、「第一項」とあるのは「同令第五十一条の九第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

4 船舶消防設備規則第三十八条第二項及び第三項、第四十一条の三並びに第四十八条第二項の規定は、総トン数千トン以上の一般漁船（同令第四十一条の三の規定については、船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）について準用する。

4 船舶消防設備規則第三十八条第二項及び第三項並びに第四十八条第二項の規定は、総トン数千トン以上の一般漁船について準用する。

5 5 8 （略）

5 5 8 （略）

